

要緊急安全確認大規模建築物の診断結果の公表内容及び耐震診断結果の確認方法について

1 公表様式の記載方法について

公表結果は、原則として建築基準法上の1棟単位で記載しています。

ただし、次の場合には、建築基準法上は1棟であっても耐震診断の実施状況に応じ、複数行にまたがって記載しています。

- (1) 建築基準法上の1棟が、地震力を相互に伝えない構造方法（エキスパンションジョイント等）で接する複数の構造棟で構成される場合（複数の構造棟について、別々に耐震診断されている場合）
- (2) 建築基準法上は1棟であり、構造上も1棟であるが、大きな吹き抜けがあること等により、複数のゾーンに分けて耐震診断されている場合
- (3) 建築基準法上は1棟であり、構造上も1棟であるが、異なる構造方法が混在しており、それぞれ別の方法により、耐震診断されている場合（鉄筋コンクリート造の建築物に鉄骨造の搭屋がある場合等）

2 公表様式の記載内容について

公表様式（下記）の各欄（①～⑧）の記載方法について説明します。

公表様式

| 番号 | 建築物の 名称 | 建築物の 位置 | 建築物の 主たる用途 | 耐震診断の 方法の名称 | 構造耐力上主要な部分の 地震に対する安全性の 評価の結果 | 耐震改修等の予定 | | 備考 |
|----|------------|------------|---------------|----------------|------------------------------------|----------|------|----|
| | | | | | | 内容 | 実施時期 | |
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |

①建築物の名称

所有者から報告のあった名称を記載しています。

②建築物の位置

建築物の存在する地名地番を記載しています。

③建築物の主たる用途

建築物の主要な用途を記載しています。

④耐震診断の方法の名称

耐震診断の方法の名称を記載しています。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第2項の技術指針事項に適合した耐震診断の方法により行わなければなりません。

技術指針事項に適合した耐震診断の方法と安全性の区分を判定するための指標の一覧は附表として、耐震診断結果の最下段に添付しています。

⑤構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果

各階の各方向（直交する2方向）について実施された耐震診断の結果のうち、最小値（地震に対する安全性が最も低く評価される値）を記載しています。

当該欄に記載されている数値を、附表に記載されている「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性」の区分（Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ）に記載された指標と比較し、建築物の安全性を評価します。

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の区分

| 区分 | 安全性 |
|----|--------------------------------|
| Ⅰ | 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。 |
| Ⅱ | 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。 |
| Ⅲ | 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。 |

注1 耐震改修済の場合には、耐震補強の目標値を記載しています。

注2 耐震改修等の工事に着手している場合、工事中の建築物の耐震性を明らかにすることは困難であるため、「耐震改修工事中」等と記載しています。

注3 地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示します。

いずれの区分に該当する場合も、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされています。

⑥、⑦耐震改修等の予定

所有者から報告のあった、今後の耐震改修等の予定及び実施時期を記載しています。

耐震改修済である場合は、⑥「内容」欄に「耐震改修済」と記載しています。

なお、「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性」の評価の区分がⅢの建築物については、⑦「実施時期」欄を「－」としています。

⑧備考

耐震診断を行う際、所有者が目標値を標準値よりも高めに設定している場合など、附表に掲載している各耐震診断の方法ごとの指標と見比べるために必要な係数等を特記しています。

また、耐震診断の結果、「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性」の評価の区分がⅠ又はⅡとなった建築物については、各階、各方向の耐震診断の結果の詳細を記載しています（局部的に耐震性が低い部分がある場合等で当該部分の劣った耐震診断結果だけが最小値として掲載されることによる誤認等を避けるため。）。

注4 備考欄に特記がない場合、別表2の(4-1)から(5-6)、(11)、(12)の耐震診断の方法における安全性の区分は、補正係数（表中のU及びIsoを算出する際に用いるU）を1.0とした場合を示しています。

注5 備考欄に特記がない場合、地域指標Z=0.9、補正係数G=1.0、U=1.0として耐震診断されています。

(参考) 安全性の評価の確認方法

1. 確認手順

- (1) ④欄に記載している耐震診断の方法を附表の別表1又は別表2から探します。
- (2) ⑤欄に記載されている構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果を、附表の別表1又は別表2に記載されている「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性」の区分(I, II, III)に記載された指標と比較し、建築物の安全性を評価します。

2. 確認例 (Iso=0.54, Z=0.9, G=1, U=1 の場合)

耐震診断の結果が次の場合の安全性の評価の確認例を記載します。

| 耐震診断の方法の名称 | 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果 |
|---|--|
| 別表2 (5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 | Is=0.4 Is/Iso=0.74 C _{TU} ・S _D =0.12 |

この例では、Is/Iso=0.74>0.5 となりますが、C_{TU}・S_D=0.12<0.135 (0.15×0.9×1×1) となるため、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の区分は別表2に従い、区分I「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。」となります。

附表 耐震診断の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価 (抜粋)

別表2

| 耐震診断の方法 | 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性 | | |
|--|--|--------------------------------|---|
| | I | II | III |
| | 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。 | 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。 | 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。 |
| (5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 | Is/ Iso < 0.5 又は C _{TU} ・S _D < 0.15・Z・G・U | 左右以外の場合 | 1.0 ≤ Is/ Iso かつ 0.3・Z・G・U ≤ C _{TU} ・S _D |

④欄に記載している耐震診断の方法

⑤の安全性の評価の結果(最小値)を区分I, II, IIIの各指標と比較し、建築物の安全性を評価します。(上の例では、Iso=0.54, Z=0.9, G=1, U=1)